

新型コロナウイルス感染症対策の推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、6月19日に県境を越えた移動の自粛要請が解除されるなど、徐々に日常を取り戻しつつある一方、感染拡大の第2波、第3波の発生も懸念されることから、いわゆる「新しい生活様式」も含めた、感染拡大防止対策が引き続き求められている。

感染者が確認されていない本県においても、緊急事態宣言下からの自粛ムードも依然として続いており、飲食業、宿泊業、運輸業、各種サービス業をはじめとした様々な業種において、先行きの見えない不安な日々が続いている。

また、「もし自分が感染したとしても医療を満足に受けられる」という「安心感」は、「感染拡大を予防しながら社会経済活動を再開させる」という難しい局面を乗り切るためにも不可欠な要素であると思料する。しかしながら、本県では感染症指定医療機関における感染症病床数が少なく、一たび感染が拡大すれば医療崩壊を引起し兼ねない状況である。

については、国においては、引き続き地方公共団体と連携・協力し、感染拡大防止対策と社会経済活動のバランスを取りながら、各地域の実情に応じた対策を一層推進していくため、次の事項について迅速に取り組みされるよう強く要望する。

記

1 地方自治体が行う施策に対する財政支援

持続化給付金や特別定額給付金等、国による支援策によって多くの国民が救われている一方、地域の事情によって必要な支援が異なり、国による支援でカバーできない範囲を地方自治体において、予備費や財政調整基金等を活用して対応している状況である。しかし、このまま事態が長期化すれば、更なる基金の取崩しや新たな起債が必要となり、中長期的な財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、地方自治体が独自で行う支援策に係る予算措置について配慮を求める。

2 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた支援

感染拡大を防止しながら社会経済活動を再開させていくためには、働く保護者が安心して子どもを預けられる環境も重要であることから、保育所（園）、放課後児童クラブなどにおける感染症対策経費等への継続的な支援を求める。

3 医療機会の確保及び感染症病床の充実

(1) 医療従事者及び医療機関が少ない地方においても、感染症以外の治療も並行し

て進める必要がある。今後、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンが開発された際にも、医療機関が充実した都市に比べてワクチンを投与できる場所が限られることから、地域医療体制の充実と強化を図るための確実な対策を求める。

- (2) 地方においては、医療を受けられる場所が限られ、生活圏域に医師が1人という地域も多くある。そういった地方の医療従事者において新型コロナウイルスの感染が確認され、地域医療の提供が不可能となった場合、「救えるはずの命を救えなかった」という最悪の事態を招く恐れもあることから、地方における医師の確保及び医療従事者に対する支援について抜本的な対策を求める。
- (3) 感染症病床が少ない地方においては、今後感染拡大が起こった際に受け入れられる病院にも限りがあり、少人数のクラスターでも医療崩壊が起こる懸念がある。このことから、各病院において感染症対応が可能な病床数を増やす際に必要となる財政支援を求める。

4 事業者に対する継続した経営支援

- (1) 東日本大震災により被災した本市においては、店舗等の再建に係る融資の返済が始まったばかりの事業者も多く、外出自粛等による観光・交流人口の減少に伴い収入も減っており、資金繰りに苦慮している。
これまでも、国から金融機関等に対し資金繰り支援等について累次の要請がなされているが、引き続き、高度化資金等の返済猶予期間や、借入期間の延長については、弁済能力に応じた弾力的な運用をするよう、関係機関へ要請することを求める。
- (2) 各種経済支援策の実施に当たっては、影響を受ける産業が多岐にわたり、かつ、長期化する恐れもあることから、1次産業も含めた全ての産業において、必要な支援の需要を丁寧に拾い上げ、迅速に実施されるよう求める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については未だ収束が見通せないことから、今後も状況が安定し、従来の方を取り戻すまでの間、継続的に必要な支援を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条に規定により意見書を提出する。

令和2年6月24日

岩手県陸前高田市議会議長 福田 利喜